

所定疾患施設療養費算定状況

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。

当施設では、厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表します。

◆算定条件

- 1, 所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として与薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定する。
- 2, 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできない。
- 3, 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりである。
 - ①肺炎
 - ②尿路感染
 - ③带状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る)
- 4, 算定する場合にあっては、診断名、診断を行った日、与薬、検査、注射、処置の内容等を診察録に記載する。
- 5, 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載する。
- 6, 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表する。

◆対象となる施設名

社会福祉法人 長崎厚生福祉団

介護老人保健施設 シンフォニー稲佐の森

【平成30年4月～平成31年3月】

病名	件数	日数
肺炎	1	7
尿路感染	5	27
带状疱疹	0	0